

那須塩原市立青木小学校 いじめ防止基本方針

2023年4月版

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ア 人づくり教育を推進し、児童が将来、自己実現を図れるよう人格の基盤づくりをしていきます。
- イ 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- ウ 児童が相互に尊重し合う関係を築くよう導き、「いじめを許さない心」と「いじめを起こさない力」を育成します。
- エ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識します。
- イ 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の僅かな変化を見逃さないようにします。
- ウ 教育調査や教育相談を行い、様々な角度から児童の様子を見守ります。
- エ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- オ 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- カ 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

(3) いじめの解消に向けて

- ア いじめられている児童（以下 被害児童）や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- イ 被害児童を徹底的に守り通します。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めた上で、安易に解消したと思いつくことなく、真の解消に向け組織的な対応を図ります。
- エ いじめる児童（以下 加害児童）については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- オ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解消に向け取り組めるよう努めます。

(4) 本方針の見直しについて

- ア 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職

員、保護者、児童等による点検に基づき、いじめ対策委員会において定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。また、いじめが発生した際には、解消に向け組織的に対応します。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学級担任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー

(2) 未然防止・早期発見対策（定期開催）

ア 未然防止対策

- (ア) 学業指導の充実に向けた指導計画の立案
- (イ) 指導計画の進捗状況の把握
- (ウ) 定期的ないじめに関する意識調査、集団を把握する調査の実施
- (エ) 定期的ないじめの実態を把握するためのアンケート調査等の結果の分析と対策の共有
- (オ) いじめ防止に向けた道德教育、特別活動等の実施状況の把握と改善策の検討
- (カ) 教育相談体制のチェック
- (キ) 校内研修会の企画、立案
- (ク) 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- (ア) 定期的ないじめの実態を把握するためのアンケートの実施、評価、改善
- (イ) 情報交換による児童の状況の共有
- (ウ) いじめが疑われる案件の事実確認・判断

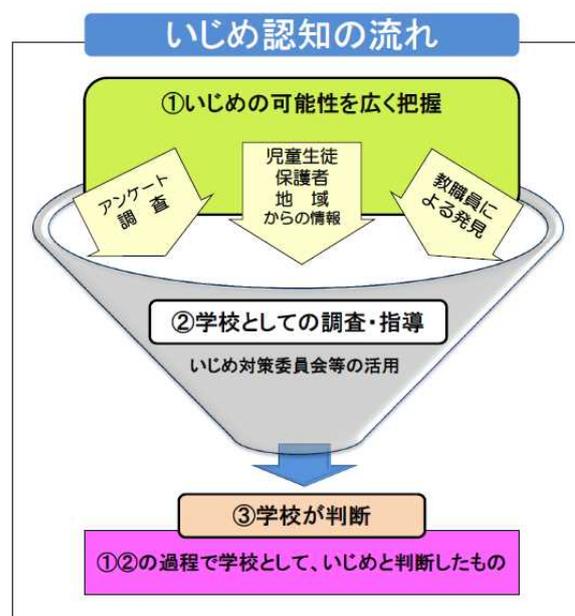
(3) いじめ認知時の対応（随時開催）

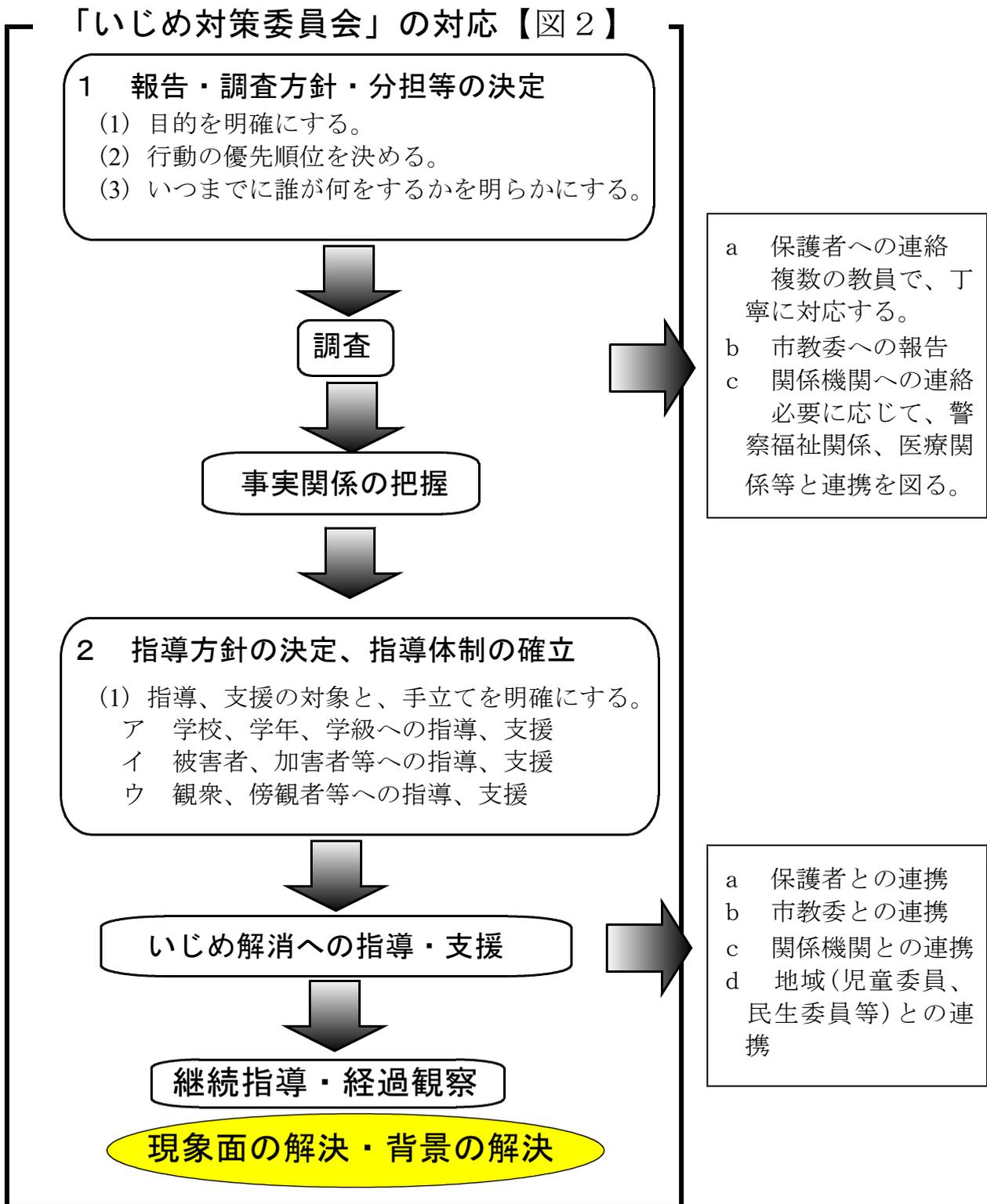
ア 事実関係の把握【図1参照】

学校は、アンケート調査、児童生徒・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努めます。

校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅速に調査・指導を行います。

【図1】





3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行います。

(1) いじめの未然防止対策

ア 教職員のいじめに対する意識の高揚

- (ア) いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施します。
- (イ) いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施します。

イ 校内体制の確認・評価及び確認・評価に基づいた改善

- (ア) いじめに関する校内体制の確認・評価を年1回以上実施し、速やかに確認・評価に基づいた改善を図ります。

ウ 学業指導の充実

- (ア) 学業指導の充実に向け、指導計画を作成し、組織的かつ計画的な指導に努めます。
- (イ) 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努めます。
- (ウ) 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努めます。

エ 道徳教育の充実

- (ア) 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成します。

オ 特別活動の充実

- (ア) 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てます。
- (イ) 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動を推進します。
- (ウ) 児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進します。

カ 人権が守られた学校づくりの推進

- (ア) 自他の人権の大切さを認め合うことができるよう人権教育を推進します。
- (イ) 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを傍観したり、助長したりすることがないように、人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (ウ) いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解消できる力を育成します。

キ 保護者・地域との連携

- (ア) 学校便り・ホームページ等を通じて、地域に対し本校のいじめ対策基本方針を周知します。

ク インターネット上のいじめへの対応

- (ア) 携帯電話、スマートフォン等の校内への持込みは禁止します。
- (イ) 学級活動を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と

危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

(ウ) 以下の点について重点的に指導します。

- a 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底します。
- b 「出会い系サイト」などの有害サイトにアクセスさせない指導を徹底します。
- c インターネットによるSNSを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底します。

(エ) 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう保護者に対する啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施します。

(2) 早期発見に関する取組

ア アンケートの実施

(ア) 3年生から6年生は年2回、WEBQUを実施し、いじめの防止、早期発見に努めます。

(イ) 定期的に「学校生活アンケート」を実施し、早期発見や指導計画の改善に生かしていきます。

イ 教育相談の充実

(ア) 教育相談週間を年間3回設定します。

(イ) 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮します。

(ウ) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にします。

ウ 情報交換による共有

(ア) 定期的及び随時「情報交換会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整えます。

(イ) 養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有できる体制を整えます。

(3) いじめに対する措置

ア 事実関係の把握と被害児童の安全確保

(ア) 被害児童から事実関係の聴取を行うとともに、当該児童の安全を確保します。

(イ) 加害児童からは事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。

イ 保護者への報告

(ア) 被害児童の保護者及び加害児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有します。

(イ) 双方の保護者に対し、いじめの事案対処のための協力を依頼します。

ウ 被害児童及び保護者への支援

(ア) 被害児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、児童の安全を確保します。

(イ) いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行います。

(ウ) いじめを解消する方法について、教職員は被害児童及び保護者と話し合っ

て決めます。その際、被害児童の意思を無視して強引に事案対処を進めないよう

に配慮します。

エ 加害児童への指導及び保護者への助言

- (ア) 加害児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- (イ) 加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導に当たります。
- (ウ) 保護者の心情に配慮しながら、事案対処のための協力を要請します。

オ いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることができません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること
- (イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

カ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- (ア) いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせます。
- (イ) 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。

キ インターネット上のいじめへの対応

- (ア) インターネット上のいじめを発見した（情報を受けた）場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、市教委と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求めます。

ク 警察との連携

- (ア) いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処します。

ケ 懲戒

- (ア) 在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、当該児童に対して、事実行為としての懲戒により反省を促したり、学校教育法第11条の規定に基づき、法的効果を伴う懲戒を加えたりします。

コ 出席停止

- (ア) 在籍する児童がいじめを行っている場合であって、他の児童の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、出席停止の運用について積極的に検討します。

(4) 重大事態への対応

ア 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条には、「重大事態」として次の事項を記載しています。

- 一 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた恐れがあると認めるとき。例えば
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 心身に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間とは年間の欠席が30日程度以上の場合
ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

イ 重大事態発生時の対応

- a いじめ対策委員会により、速やかに関係児童から聞き取りを行い、事実確認をします。
- b 市教委に報告するとともに、直ちに関係機関に連絡し、適切な援助を求めます。
- c 重大事態調査のために市教委が設置する組織に協力します。